

No.	区分	質問	回答
1	共通	諫早市に法人の本社があるが、諫早市外にある施設も補助の対象となるのか。	諫早市外にある施設は補助対象となりません。ただし、法人の本社住所が市外にある場合でも、諫早市内にある施設は、補助対象となります。
2	共通	食事の提供を、別の業者に委託しているが、補助の対象となるのか。	施設内で食事を提供していれば補助の対象となります。
3	共通	物価高騰の影響により、既に、利用者から徴収する食事代を値上げしている。補助の対象となるのか。	食事代の値上げを行ったか否かに関わらず食事を提供していれば対象となります。
4	共通	7年度の途中で休止していたものを再開、あるいは新規に開所した場合対象になるのか。	8年3月31日時点から申請に至るまで事業を行っていれば対象になります。
5	通所系施設	通所系施設の利用者が午前又は午後の半日のみ利用し、食事を提供していない場合は対象となるか。	食事の提供を行っていない場合は補助の対象とはなりません。
6	【介護保険】 通所介護、 地域密着型通所介護	総合事業を一体的に実施している場合、総合事業の利用者も利用人数として計上することはできるか。	共通の定員の範囲内で通所介護と総合事業が一体的に行われている場合、総合事業の利用者も含めた定員数に対して補助を行います。その際、午前と午後で利用者が入れ替わり、一部の利用者に食事を提供されていなくともかまいません。
7	【介護保険】 小規模多機能型居宅 介護	小規模多機能型居宅介護において、入所系と通所系サービスはどのように算定したらよいか。	申請書・請求書様式1には宿泊の定員を入所系の14,000円、通所の定員を4,000円として合計してください。
8	【介護保険・障害福祉】 共生型事業所	共生型の指定を受けている事業所の申請方法は	障害福祉サービス事業所で介護サービスの共生型事業所指定を受けている場合は、介護サービス利用者の人数を含めて障害福祉課へ申請書を提出してください。 介護サービス事業所で、障害福祉サービスの共生型事業所指定を受けている場合は、障害福祉サービス利用者の人数を含めて介護保険課へ申請書を提出してください。
9	【障害福祉】就労継続 支援、就労移行支援	在宅ワークしている利用者も延利用人数に含めてよいか	食事の提供を行わない在宅でのサービス利用者は延利用人数に含めることはできません。